

議案第20号

三田市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月17日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例

三田市避難行動要支援者名簿に関する条例（平成26年三田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名中「名簿」の次に「及び個別避難計画」を加える。

第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

（個別避難計画の作成）

第10条 市長は、避難行動要支援者の同意を得て、個別避難計画を作成するものとする。

2 個別避難計画には、第4条第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し必要な事項

3 市長は、個別避難計画の内容について、正確かつ最新の内容を保つよう努めなければならない。

（個別避難計画情報の提供）

第11条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画に記載した情報（以下「個別避難計画情報」という。）を提供するものとする。

2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。

3 市長は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者について、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に必要な情報を提供するように努めるものとする。

(準用)

第12条 第6条から第9条までの規定は、個別避難計画情報の提供について準用する。この場合において、これらの規定中「名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と、第6条第1項中「前条第1項」とあるのは「第11条第1項」と、第7条第1項中「第5条第1項又は第3項」とあるのは「第11条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(三田市危機管理基本条例の一部改正)

2 三田市危機管理基本条例（平成27年三田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「三田市避難行動要支援者名簿に関する条例」を「三田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例」に改める。